紀の川市子ども・子育て会議条例

平成25年 6月28日 条例第21号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条 第1項の規定に基づき、紀の川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。 (所堂事務)
- 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。